

第1回神戸市体罰を許さない学校づくり検討委員会 協議内容要旨

○と き 平成25年5月31日（金）10：00～12：00

○ところ 神戸市総合教育センター 701号室

発言者	発言内容
委員長)	<p>体罰は非常に大きな問題だが、将来を担う子どもたちにとって大切な教育の本質がこの問題の中にあると考えている。</p> <p>私自身、現在、大学で小学校教員の養成の仕事に携わっている。この問題が起こって、私たちは、学生を教師として育てるにあたり、何を教えてきたのかと自問自答する中で、果たしてしっかりと教員養成をしてきたのかと、その責任を重く受け止めている。</p> <p>大阪市の高等学校における体罰事案に関して言えば、教育活動というのは、一人一人の子どもたちの可能性をいかに伸ばしていくかという観点で、指導者、あるいは教師を評価していかなくてはならないのに、スポーツ部門においては、何か成果主義的な形でその評価を見ていた。これは、指導者もそうなのだが、一般の保護者や社会にもそのような成果主義的に評価することがあったように思う。本来、スポーツの面白さ、楽しさというのは、毎日毎日練習する中で少しずつ自分が変わっていくこと、できないことができるようになっていくところであり、それを認めてもらう、評価してもらうことがまた次への目標になっていくところである。しかし、指導者側の求めているものと、活動する子どもたちとの間に大きなずれがあって体罰が起こってしまう。その方法論が指導者の方が全く分かっていないという反省になり、もっと子どもの実態を見たりよく考えたりしなくてはいけない。</p> <p>そういった意味では、スポーツ面だけではなく、教育一般に関わって、この体罰問題は我々大人の方が真剣に考えなければならない問題である。子どもたちをどのように育てていくか、指導者の在り方について、この検討委員会で話を進め、現場に伝え、先生方が認識して子どもたちに対応してくれればと思う。検討委員会から何かを発信したということだけで終わるのではなく、現場の先生方が体罰というものをしっかり認識したうえで子どもたちに対応し、日々の教育活動を充実したものにしていなければならないと考えている。</p>
事務局)	<p>「体罰調査の結果報告と体罰の定義等について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度、神戸市の体罰の発生件数（4月30日 文部科学省への報告） 小学校35件、中学校40件、高等学校3件、特別支援学校0件 合計78件 ・体罰の状況等 ・文部科学省による体罰の定義等
委員長)	<p>協議に入る。まず、一人ずつ自己紹介をお願いし、体罰についてのご意見をいただければと考えている。</p>
委員)	<p>最近まで大学で教員養成に関わっていた。教員養成の中で体罰の問題は非常に重大な問題として指導している。学生や現場の先生は、「体罰と懲戒」の違い、学校教育法第11条など、体罰がいけないことを分かっていない人はいない。しかし、現実には報告にあったような状態であり、非常に胸の痛む残念なことだと思う。教員に対して、具体的な場面でこれはいけないということをきちんと押さえるような研修がいるのではと思う。</p> <p>体罰がいけないことは分かっている。子どもの首をつかむのは、指導ではない。興奮してしまっている。感情のコントロールなしで指導はありえない。こういう体罰は、絶対に避け</p>

なければならない。ぜひ、学校現場の教員に訴えていかななくてはならない。

委員)

私は弁護士だから、体罰にからんで、学校教育法との関係、刑事事件、民事事件としての損害賠償の関係など様々なことを考える。行政手続きとしては、教員に対する懲戒処分など、様々な分野で体罰にからんでいる。それぞれの分野によって捉え方は若干違う。

学校現場での体罰について、状況を詳しく検証していくと、必ずしも簡単ではない。児童生徒が問題になるような行動をとると、教員はそれをやめさせるなり、指導するために一定の行動をとる。大抵の子どもは、それに反抗する。何とかして教員は、自分の言うことに従わせようとする。それに対してさらに児童生徒が反抗する。そして段々とエスカレートしていく事例が非常に多い。当初の指導すべきという目的が変わってしまい、その後、子どもが反抗し出すことで、感情的な行動に入っていくって、いわゆる体罰が行われていることが多い。教員にすれば指導のために行ったのだと言い、子どもに聞くと、何か分からないうちに怒られたと言う。一連の流れの中で、どこに問題があったのかをきちんと見ないと実態が分からない。単に殴った蹴ったではなく、当初からの流れを通して全体を見て検証しなければいけないと思っている。

委員)

体罰のことを三つの軸で考えていけばいいと思う。一つ目は法的なものである。基本的には身体侵害はいけないと、しっかり規定されているが、具体的に何がだめなのかを現場に落とししていく必要がある。二つ目は、子どもへの影響である。子どもが体罰を受けるときは、屈辱感や、恐怖があり、いい規範意識を育て、子どもの態度を改めることにはつながらない。子どもたちが、暴力の連鎖、暴力を学ぶという視点を持っておきたいと思う。三つ目は、教員との関係の崩れである。体罰は子どもたちに様々なマイナス感情を生み、暴力を学ぶ。教員との関係が崩れ、子どもに様々な影響を与える。そこをどう埋めていくかを考えていかななくてはならない。

委員長)

本日欠席の委員（スポーツ指導者の代表。専門はバドミントン）のメッセージを代読。
『現場で選手を指導する場合、今の自分を超越する経験をさせてあげたいと思い、向き合っています。それは必ずしも強くならなければいけないということではなく、そのように取り組む中で得られた様々な成長をすることです。多くの指導者はそのように考えていると思います。愛情と熱意なくして指導は成り立たないと思います。しかし、その方法が間違っていたり、選手主体ではなく、指導者主体になってしまったりと、選手のためにならない事態が生じていることが残念です。また指導者は自分の経験による方法だけでなく、今、目の前にいる選手と向き合い、信じるのが大切だと思います。一度結果が出たとしても続けて結果が出るものではありません。その中でついつい、指導者が間違った方法を選択してしまうことがあったとしたら、とても残念です。』

委員)

体罰に至る過程には、必ず言葉によるきっかけがある。教員自身が言葉に責任感を持つことが必要である。いじめ、体罰、虐待など、人権感覚を常に意識することで、ある程度は解決できるのではないかと。児童生徒に指導するときは、子どもの背景、根っこにあるものをいかに教員が知っておくかによって、体罰に至らないのではないかと。親の背景、友達の背景がある程度分かっているならば、教員の言葉も変わってくる。

子どもや教員、保護者が逃げる場所、クールダウンし、話ができる場所の設定をしなければいけない。本校では校長室をそういう場所としてあけており、指導する場合に必ず第三者

がいる。複数の者がいて、言葉をかけることで、指導者も気持ちを切り替えることができる。また、本校では、「成果主義」ではなく、「経過主義」を大切にしている。その一つとして運動会だけを見せたいと考えるのではなく、運動会の練習を見てほしいと主眼を変えている。例えば六年生の組体操で、練習ではできていたのに本番でできなかったとしても、保護者に練習の過程を公開すると、先生たちも非常に熱心にやっていたことを理解してもらえる。子どもたちは練習も一生懸命がんばり、教員も練習の過程を大切にできるようになっている。

委員)

中学校の生徒指導対策委員長校長をしている。体罰を許さない学校づくりをするには、「支援」と「自立」という二つのキーワードがあると思う。私たちは、教師として持っている知識なり技術なりスキルを伝え、生徒たちがそれを100%コピーして身に付けることが教育であると思ってきた。しかし、そうではなく、子どもたち自身が「自分で学ぼう。自分で身に付けよう。」ということに対して、教師が支援をするという流れに変わってきている。そうすることで、子どもたち一人一人が自立する。教育は、子どもたちの自立を促すものである。それは教科教育だけではなく、生徒指導上の様々な問題行動、生活場面での指導も含めて同じことが言える。

部活動指導でも同じである。生徒一人一人が持っている能力は違い、その力をどう発揮させるか、そこで必要なものが支援だと思う。支援をすることで彼らが自立し、自分で自分に挑戦していく流れになる。それに対して、教師の思いが伝わらないとき、伝わらないから伝えようと無理をして、生徒に体罰として伝えてしまう。要するに教師の自信の無さである。その自信をみんながどうやったら持てるかということであるが、実際に同じ種目でも、中には正直体罰のような形で強くしていくチームもあるが、体罰をしなくても良いチームをつくり、良い選手を育てる指導者がたくさんいる。それは何が違うのかをといるところを突きつめていくべきであろうし、発信していくべきではないだろうか。

委員)

高校の生徒指導委員長をしている。先ほどから信頼関係という言葉が出ているが、学校にもし危機があるとすれば、ほとんどの場合は、生徒と先生、先生と保護者、保護者と生徒、その信頼関係が崩れたとき、学校の危機が起きる。体罰について、はき違いがあるのではないかと思っている。「うちの子なんぼ殴ってもらってもええよ。」と言う保護者がおり、「私は大丈夫や、体罰しても信頼関係があるから。」と言う教師がいるが、それは大きな間違いであり、体罰によってその信頼関係が一瞬にして崩れてしまう。それを先生方は十分に学んできているのだが、残念ながら体罰がまだ起きている。

教師は、自分の足で立つこと、自分で律すること、ルールを守ること、それを生徒たちに教え、社会に自立して出るのだという形で育てている。教えることがプロである教師がルールを守らなくてどうするのだろうか、ルールを守らない指導は指導ではないと職員会議や研修で伝えている。

この検討委員会で、具体的な場面設定の中で教師が学ぶための材料のようなものが発信できればと思う。

委員)

特別支援教育でも、いろいろな場面での指導や、保護者対応等について、先生方に専門性を高めてもらうための研修を行ってきた。体罰については、子どもへの言葉掛けと支援の方法が大切である。サポートする方法、介助する方法についても、子どもたちの人権を守った指導ができてきているのか、改めて我々もしっかりと押さえなければならない。子どもたちは、一人一人発達が違っている。指導者は、子どもの実態、障害の状態を把握する力、それを支

援していくための手立てなど、たくさんの方の方法を学び、専門性を高めていかなければ、この問題の解決にならないと改めて感じた。

委員)

小学校PTA連合会の代表として参加している。子どもの中学校は、部活動に関しては体罰がないと信じている。平日も放課後だけでなく朝練や休日もずっと活動していただいております、先生方には非常によくしていただいているので、子どもの前では先生の悪口を言わないと心がけている。特に小学校は、先生の悪口を平気で子どもの前で言う保護者が非常に多い。親が先生を信用していくところから始めて、子どもたちを守っていききたいと思う。気になることがあれば、すぐに先生と話ができる環境をPTAの方々とつくっていききたい。

私自身も自分の子どもに対しても感情的になって、怒ってしまうことはある。いつまでたっても母親として一人前になれていないと反省している。でも子どもを守りたいという気持ちは誰にも負けていないと思う。そのことは先生方にも理解していただいて、一緒に守っていききたい。

委員)

中学校PTA連合会の代表である。PTAで活動させてもらっているいろいろなことがある。それは、「親の無責任」というものを非常に感じる。小学校の参観日に行っても、子どもたちよりお母さんのしゃべり声大きい。中学生になっても参観日はあるが、お母さんたちに参加していただけない。それでありながら何かがあった時に先生を問い詰めたりとするというのが、私は少し違うと思う。日ごろから先生と保護者が信頼関係をつくり、常に様々な話ができるような状況をつくっていくことが一番大事だと思う。だから、私は子どもが幼稚園のときから参観日などの行事には常に参加して、できるだけ先生と顔を見ながら話をするようにしている。中学校でもできるだけ保護者に来てもらえるように、「花の手入れをいっしょにしましょう。」という感じで行事を考えていききたいと思う。

体罰一つを捉えても先生と生徒だけの問題だけではなく、親も無関心・無責任を正していかなければならない問題だと思う。

委員)

高等学校のPTA連合会の代表である。本当に難しい問題ではあるが、自分自身が勉強させていただきながら解決方法を考えていけるのであれば、喜んで来させていただく。

個人的に思うのは、「対話」が一番大事ではないかと思う。特に生徒と先生との対話が最も大事で、それがどうしてもできないから手が出てしまうという部分もあると思う。先生方も努力して生徒たちに話をしていくということが、一番の近道だと思う。先ほどのいろいろなお話の中でも、体罰以外に、最近言葉の暴力も多いということも聞いているし、中学校でも言葉の暴力で、生徒が悩んで不登校になったという話も聞いている。体罰も言葉の暴力も同じように心が傷つくという意味で、このこともしっかりと受け止めて考えていききたいと思う。

生意気な話なのだが、先生方が一生懸命やっただけでも、このような結果が出てしまうということもあり、本当に職員会議等でいろいろされていると十分に分かっているが、先生方に対して改めて教育とは何かについて、お話していただきたいという要望はある。しかし、先生ばかりの責任ではない。保護者が一番責任を感じないといけなとも思う。保護者も日々忙しく、家で子どもの話をしっかりと聞いていないという状況が大半だと思う。少しでもいいから子どもの話を聞いて、子どもの悩みを早期発見すれば、すべて良い方向に解決するし、お互い浅い傷で終わるということは、とても大切なことだと思うので、先生より親の育て方が一番大事だと私は思う。

委員長)	二番目の協議に入る。神戸市のこれまでの取組と今後のとりくみについて説明していただきたい。
事務局	<p>体罰の未然防止についての取組</p> <p>1 これまでの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 16 年「体罰防止と生徒指導のあり方検討会」開催 ・平成 17 年「体罰防止のための事例集」発行 <p>2 今後の取組</p> <p>(1) 教員研修の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ①体罰の未然防止に向けた教員研修 ②部活動指導者向けの研修 ③加害教員への研修 <p>(2) 体罰を許さない学校づくり検討委員会の設置</p> <p>(3) 相談窓口の周知・徹底</p>
委員長)	今の説明の中で部活動研修会の実施とあったが、どのような研修であったか事務局より内容を説明していただきたい。
事務局	3月22日、約800名の神戸市の運動部顧問の教師を対象に研修を実施した。まず体罰の背景、教員の知的優位、即効性、正当化、風潮、勝利至上主義等について考える機会を持った。元運動部の顧問や元プロの選手の言葉をたくさん紹介し、部活動の意義等についても伝えた。そして、種目ごとに分かれて研修を行った。各種目の特性もあるが、それぞれ指導力が向上すれば、体罰は必要がないとして研修を進めている。
委員長)	次に事務局から、学校に向けての意見書の骨子について説明していただきたい。
事務局	<p>学校への意見書の骨子 (案)</p> <p>1 体罰の定義</p> <p>2 体罰がもたらすもの</p> <p>3 体罰はどうしておこるのか (メカニズム)</p> <p>4 体罰の未然防止のために</p> <p>(1) 教員に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒理解と信頼関係の構築 ・チェックリスト <p>(2) 管理職に向けて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体罰を許さない学校環境づくり
委員長)	学校への意見書骨子(案)に対して意見を伺いたい。部活動や体育指導の観点で多く問題がある。また、教育委員会事務局の役割として、体罰が起きた場合、どう関わり、どういう役割として、体罰の防止をするのかということ意見を記入していかなければならない。
委員)	学校の中で体罰が発見されたときに学校でどう対処するのか、学校がこれからシステムとして構築していく必要がある。校内での委員会のようなものを構築し、学校全体で環境をつくるのが、子どもたちや先生を守るということになる。意見書にはその部分も盛り込んで

いただきたい。

委員長) 今回の他府県の体罰問題も指導者を学校全体が特別視し、正当化するような雰囲気があったということが問題になっている。教師同士で、体罰はいけないときちんと言える雰囲気を作ることに、あるいは、個々の生徒指導上の問題に対してどのように対応するのか、どのように子どもたちを指導すればよいかを教師同士で話をすることが非常に大切なことである。また、体罰の現場を発見したとき、どのように通報し、誰に相談するのかという校内体制もとても大切なことである。このような観点も意見書の中に入れていただきたい。

委員) 体罰が起こるメカニズム、流れでみると、始まりは児童・生徒の問題行動があり、それに対する教育的指導という流れが体罰のきっかけになっているので、学校側としては、教育的指導ということの流れで教師の行動を見てしまいがちである。

ところが、途中から感情的になり興奮して生徒に対応するケースが多いのだが、実は感情的になった段階から、教育的指導から外れてしまい、単なる暴力の問題に変わってしまっている。また、教師に対する懲戒問題も発生するので、その問題を含め全体の流れを理解することが重要である。

委員長) 流れの中で、教育的な指導がその教師の感情的なものにすり替わってしまったときに体罰になる。教師は本来その専門職であって、何が起きても冷静に見ながら教育的指導をしなければいけない。教師の質の問題が問われている。これは部活動の指導も同じことである。このメカニズムをしっかりと教師が理解することが、一つの予防策にもなる可能性がある。冷静になって新たなコミュニケーションの取り方をすると変わってくる。こういうことをこの検討委員会の中でも進められればいい。

委員) 授業の場面、生徒指導の場面、部活動の場面とこの三つの場面ではやはり大きな違いがある。授業中に課題をやらせてできないことに腹を立てて体罰をすることはまずない。ただ、授業妨害をするあるいは反抗する場面では感情的になって体罰に陥ることはある。全体指導しているときはいいが、その指導に対して結果的に守れなかった場合、感情的になり体罰となる。また、部活動の場面では授業時と違って、「これをしなさい。」と指示し、できなければ、なぜできないのかと頭をコツンとやってしまう教師がいるのではないか。同じ指示を出したことに對して、授業の場面と部活動の場面では変わってくる。部活動では怖くて厳しい先生が、授業の場面ではとても優しい先生であったり、また、逆の場合もあったりする。この部分も一つ検証すべき点である。

委員) 結果的には、教師の指導力である。指導力とは、やはり教科指導力・授業力である。分かる授業をする先生は体罰をしない。なぜなら、子どもがきちんとついてくるからである。授業力を磨き、分かる授業ができる、そんな若い先生を育てていく必要がある。

さらに、未然防止がもちろん前提ではあるが、体罰についても子どもが相談できるような仕組みづくりが考えられる。子どもが一人で悩まないように周りの者が気づき、すぐ対処して、心の痛みをなんとか解消してやりたい。

委員長) 体罰の未然防止について様々な意見が出た。この意見を次回までに事務局でまとめ、さらに議論を深めていきたい。

今回は学校現場において、実際に指導にあたっている現場の教員の話聞く。そうすることで、もう少し本質が見えてくるのかもしれない。